

相続を原因とした移転登録(名義変更)チェックリスト

遺産分割協議書による場合

- ☐ 遺産分割協議書(相続人全員の実印押印)
- ☐ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等
- ☐ 相続人全員の現在戸籍謄本

遺産分割協議成立申立て書による場合

※査定価格 100 万円以下の自動車に限る

- ☐ 遺産分割協議成立申立て書(新所有者の実印押印)
- ☐ 査定書
- ☐ 亡くなった方の死亡が確認できる戸籍謄本等
- ☐ 新所有者が相続人であることが確認できる戸籍謄本等

共通書類

- ☐ 車検証
- ☐ 新所有者の委任状(共有名義の場合は全員分)
- ☐ 新所有者の印鑑証明書(共有名義の場合は全員分・発行後 3 ヶ月以内)
- ☐ 新使用者の委任状(新所有者と同一の場合不要)
- ☐ 新使用者の住所証明書(住民票・印鑑証明書等発行後 3 ヶ月以内・新所有者と同一の場合不要)
- ☐ 申請書(第 1 号様式)
- ☐ 手数料納付書
- ☐ 自動車税申告書
- ☐ 希望番号予約済証(希望番号の場合)
- ☐ ナンバープレート(管轄変更等の場合)

- ☐ 亡くなった方の住民票の除票
- ☐ 車庫証明書(発行後 1 か月以内)
- ☐ 使用の本拠の位置を証明する書類(公共料金領収書等)

行政書士用(必要に応じて)

- ☐ 確約書 2 通(相互確約の場合は 4 通)
- ☐ 封印受領書 2 通
- ☐ 出張封印確認書 2 通(後返納の場合)

費用

- ☐ 移転登録手数料(印紙代)700 円
- ☐ ナンバープレート代(必要に応じて)

※事案により追加書類をお願いする場合があります。